

第28号議案

芦屋市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年2月16日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定による水道法の一部改正に伴い、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることによる関係規定の整理を行うため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市水道事業給水条例の一部を改正する条例

芦屋市水道事業給水条例（平成9年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（工事の申込み）</p> <p>第6条 給水装置の新設工事、増設・改造工事、修繕工事（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、水道事業管理者（水道事業管理者の権限を行う市長。以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その</p>	<p>（工事の申込み）</p> <p>第6条 給水装置の新設工事、増設・改造工事、修繕工事（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、水道事業管理者（水道事業管理者の権限を行う市長。以下「管理者」という。）の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その</p>

改正後	改正前
<p>者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときはこの限りでない。</p>	<p>者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の<u>厚生省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときはこの限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参 照 1

芦屋市水道事業給水条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定による水道法の一部改正に伴い、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることによる関係規定の整理を行うため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

条文で引用する省令名を国土交通省令に改める。

3 施行期日

令和6年4月1日

水道法抜粋（_____部分は、令和6年4月1日施行）

（給水装置工事）

第16条の2 （第1項及び第2項省略）

- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。